

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市島たびバイト支援事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	旅行で佐渡を訪れた大学生等若者のアルバイトを求めるニーズへの対応と、繁忙期における観光業の働き手不足を解消するため、連携大学の学生の短期アルバイトを受け入れる市内事業所の経費の一部を補助する。
補助事業者	市内事業所
補助対象経費	旅費、宿泊費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	大学生1人5万円を上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由 大学生一人当たりの旅費、宿泊費を補助対象とするため
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	連携大学の学生20人の短期アルバイト受入れ
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和5年4月1日
見直し時期	令和7年9月30日
補助終期	令和8年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 連携大学、受入れ事業者への個別募集
事業担当	（担当部署） 企画部総合政策課
	（電話番号） 63-3802